



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(18)

目 次

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(人 事 課) ... 1

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第38号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則(平成15年4月県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「、副所長(庄内地区水道事務所に置かれるものに限る。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年4月1日印刷
平成17年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056